

「聴く」からはじめる、こどもの権利

令和8年3月



■はじめに

こどもは守られるだけの存在ではなく、権利の主体です。「自分の気持ち」や「考え」を持ち、それを伝える権利を持った、ひとりの人間です。その声を受け止め、個人として尊重することは、大人の大切な役割です。

大人の日々の言動は、こどもたちの心に深く刻まれ、その後の成長や発達に大きな影響を与えます。大人が、こどもの伝えたいことや思いを受け止め、共感し、適切に関わることは、こどもの主体性や自己肯定感を育み、信頼関係を築く上で非常に大切です。このように、こどもが安心して意見を言える環境があることで、こどもは自分らしく成長し、周囲との関係も豊かになります。

この教材は、こどもたちと日々関わる大人の皆様に、「こどもの権利」への理解を深めていただくだけでなく、こどもの意見を聴き、その思いをどう受け止めるかという実践的な関わり方について学んでいただくことを目指しています。単なる知識として終わらせず、日々の生活の中で活かせる具体的なヒントや考え方を提供します。

この教材を通して、「こどもの権利とは何か」「どのようにこどもの意見を受け止めるか」を、具体的な事例を交えて学んでみましょう。

■目次

内容	ページ
1 こどもの権利について	
(1) こどもの権利って何？	2
(2) こどもの権利条約「4つの原則」	3
(3) こどもの権利を守るために大人はどうすればいいの？	4
2 こどもの意見を聴くためには	
(1) こどもの意見を聴くために大切にしたいこと	6
(2) 身近な対応例 ～こどもの声(サイン)にどう応える？～	10
(3) こどもの意見を聴く・受け止めるときの疑問点	15
3 まとめ	17

■「こども」の表記について

「こども」の表記については、本県が作成した福岡県こども計画(令和7年度→令和11年度)に合わせて、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

1 こどもの権利について

(1) こどもの権利って何？

あなたにとって「こども」とはどのような存在ですか？



- ・弱くて大人から守られる存在？
- ・大人が導かないといけない？

こどもは、

- ① 大人と同様にひとりの人間
- ② 成長の途上にある

こどもは、大人と同様にひとりの人間なので…



すべてのこどもは、大人同様に生まれながらに個人として尊重される**権利(人権)**を持っていて、**権利の主体**です。権利とは、“**当たり前にしていいこと**”です。

こどもは、成長の途上にあるので…



保護や配慮が必要な**こどもならではの権利**があり、これらを守るために、大人からの様々な助けが必要です。そのため、大人には**こどもの権利を守る責任**があります。

こどもの権利はすべてのこどもが生まれながらに持っているものです。大人が与えるものでも、条件によって左右されるものでもありません。



- 生まれながらに持っている
- 奪うことはできない



- × 与えられるもの
- × 取り上げられるもの

(2) こどもの権利条約「4つの原則」

こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界共通のこどもの権利を定めた国際条約です。1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准しました。前文と54条からなる条約で、4つの大事な考え方(原則)があります。

差別のないこと



すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもにとって最もよいこと



こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

命を守られ成長できること



すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重



こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約の考え方」を参考に作成

これらの原則を柱として、下記のような権利を定めています。

生きる権利



- ・ 食べるもの、住むところがあること
- ・ 医療を受けられること
- ・ 命が守られること

育つ権利



- ・ 教育を受けること
- ・ 休んだり遊んだりすること
- ・ 自分の成長に必要な情報を得ること

守られる権利



- ・ 暴力や搾取、有害な労働から守られること
- ・ 戦争から保護され、難民になったら援助を受けること

参加する権利



- ・ 自分に関係あることについて自由に意見を表すこと
- ・ 集会に参加したり、グループを作ったりすること

公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約の考え方」を参考に作成

(3) こどもの権利を守るために大人はどうすればいいの？

こどもは成長の過程にあり、権利を守るために大人の手助けが必要な場面も多くあります。しかし、同時に、こどもは大人と同じように、ひとりの人間として尊重される「権利の主体」です。このようなこどもの権利を守るために、大人には次の2つの大切な役割があります。

① こどもの権利について、こどもに伝える

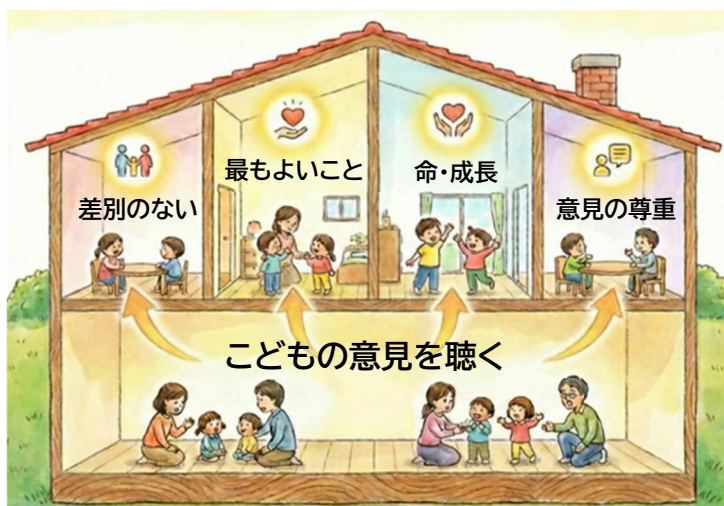
こどもに対し、自らが権利の主体であることや意見を表明できることなど、こどもの権利について伝えることが、こどもの権利を守るための第一歩になります。





② こどもの意見[※]を聴く

こどもの権利条約の原則の1つである「こどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるためには、当事者であるこども自身がどう感じ、どう考えているかを知ることが不可欠です。

こどもの意見を聴くことは、その子の気持ちや思いに気づき適切な配慮を行うための第一歩であり、こどもの権利を守るための「土台」となります。

※こどもの意見とは、根拠を持った「主張」と考えられがちですが、「感情」「感想」「意向」といった、主観的な思いもすべて「意見」に含まれます。



-  自分の意見が尊重された経験から他者の権利も学び、互いの違いを認め合いやすくなる。
-  大人の判断だけでなく、こどもにとって最もよいことを一緒に見つけやすくなる。
-  安心できる環境が成長の基盤となり、いじめや虐待などのSOSを発信しやすくなる。
-  意見の実現に向けて十分に考慮する機会を得られる。

こどもは意見を聴いてもらい、受け止められたと実感することで、

- ・ 自己肯定感が上がり、自分を大切に思う。
- ・ 「伝える力・聴く力」が育ち、コミュニケーション能力が向上する。
- ・ 自分の気持ちを表現できることで、自分の気持ちの整理ができる。
- ・ 大人との信頼関係が深まる。

現場の声

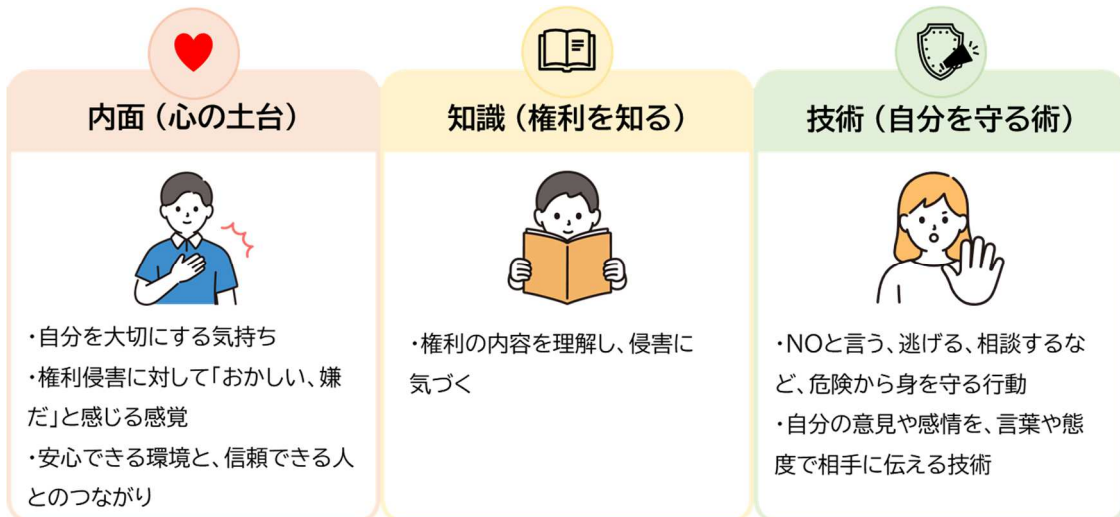
こどもに権利について教えると、わがままになるのではないのでしょうか？

そのような心配をよく聞きます。しかし、学習をかさねていくことで、互いを認め、尊重する意識が育まれます。なぜなら、自分に権利があることを理解したこどもは、同時に友だちにも同じ権利があることを知るからです。自分の権利を主張することと「わがまま」は違う、ということに気づくでしょう。自分の意見が常に通るとは限らないけれど、「無視されずに聴いてもらえる」という安心感は、こどもの大人に対する信頼関係へと繋がり、適切な対人関係を学んでいくはずですよ。

公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約ヒントブック」を参考に作成

参考 【知っておこう！】こどもが権利を使うために大切な「3つの要素」

こども自身が権利を使えるようになるためには、以下の3つが揃うことが重要です。こどもの内面が豊かになり、知識や技術が身につくよう、大人がその環境を整え、支えていきましょう。



権利侵害を受けて「おかしい、変だ」と感じていても、こども自身は確信が持てないことがあります。しかし、自分が守られる権利や意見を表明する権利があるという知識を持っていれば、「自分の感覚は間違っていない」と自覚することができます。この気づきと自覚(知識)があると、SOSを出したり、危険から自分を守ったりする行動(技術)につながりやすくなります。

2 こどもの意見を聴くためには

こどもの意見を聴くためには、こどもが**自由に、安心して**自分の意見を表現できる環境を整えることが大切です。そのためには、まず大人が**こどもをひとりの人間として尊重**し、その心に寄り添う姿勢が欠かせません。

実際にこどもの言葉やサインを聴き取る際には、**大人と同じ権利の主体である**ことを認識して対応するとともに、年齢や発達段階、特性に応じて、理解しやすい言葉や表現を用いるなどの配慮も必要です。

こどもの意見を尊重することは非常に大切です。その第一歩として、まずはこどもの話を聴き、「なぜそう思ったのか」その背景にある思いを丁寧にくみ取りましょう。そして、その思いを受け止めて、**こどもにとって最も良いことは何かを一緒に考え**、対話を重ねることが重要です。

こどもは権利の主体であり、**大人とこどもは対等なパートナー**です。
こどもを「**説得**」するのではなく、「**対話**」することを心がけましょう。



(1) こどもの意見を聴くために大切にしたいこと

① こどもが話しやすい「環境」を整える



② こどもの「言葉」や「サイン」を聴き取る



③ こどもの「思い」を受け止め、一緒に考える



① こどもが話しやすい「環境」を整える

ポイント・留意点

- ・ こどもが落ち着き安心して対話することができる環境と時間を確保する。
- ・ こどもの年齢や特性に応じた対応や配慮、状態・ペースに合わせた対話を心がける。
- ・ 聴いた話はこどもの了解なく、他の人に言わない。
(命に関わること、犯罪に巻き込まれる可能性がある場合などは例外)
- ・ 「物理的な環境」だけでなく、日々の会話ややり取りの中で信頼関係を築き、話しやすい「心理的な環境」を整える。

② こどもの「言葉」や「サイン」を聴き取る

ポイント・留意点

- ・ 大人目線や大人の考え方で解決しようと思って話を聴かない。
- ・ 話を聴くときにこどもの目線に合わせる(視線に圧を感じると話せなくなる場合もあるので、状況に応じてさりげなく聴く方法も検討する)。
- ・ 話を遮る、まとめる、否定するなどせず、最後まで話を聴く。
- ・ ことばだけではなく、表情・態度、声の調子、言葉づかいなどからも、読み取る。
- ・ こどもが適切な言葉を知らないときは、言語化の手助けをする。

○ 発達段階に応じた聴き方の工夫

乳児期
(0歳～1歳頃)



言葉を話したり、大人の言葉を理解することが難しい時期です。泣く、笑う、指をさす、体を動かす、視線を向けるなどの非言語的なサインで気持ちを表現するので、見逃さずに読み取り、思いや意思をくみ取ることが重要です。

幼児期前期
(1歳頃～3歳頃)



簡単な言葉を理解し始めますが、言葉で十分に気持ちを伝えることが難しい時期です。簡単な問いかけと、こどもの非言語表現(表情やしぐさ、視線等)を合わせて、意思を読み取ることが重要です。

【具体例】

- ・複数選択肢を提示し、こどもが選べるようにする。
- ・「〇〇したいの?」と簡潔に聞き、頷きや視線、指差し等で確認する。

幼児期後期
(3歳頃～小学校入学前)



言葉が増え始め、自分の意思を簡単な言葉で表現できますが、自分の感情を整理して伝えるのは難しいこともあります。生活の中で、具体的な問いかけやものを使うのも効果的です。

【具体例】

- ・「何に困っているの?」と、オープンな質問をする。
- ・気持ちを表すカードや絵などを使い、表現してもらう。

学童期以降
(小学校～)



自分の意見を言葉で伝えられるようになり、論理的に考えたり、友達の意見と比較検討したりする力も徐々に育ちます。自分の意見を伝えることが苦手なこどもが意見を言える工夫も大切です。

【具体例】

- ・「どうしたいの?」とこどもの主体性を引き出す問いかけをする。
- ・一対一で話せる機会を設けたり、意見箱やアンケートを活用する。

○ 外国にルーツのあるこども等への聴き方の工夫



多様な背景を持つ児童生徒等の多様性を尊重することが重要です。例えば、宗教や文化的な背景の理解が重要であり、ラマダン(断食月)などの宗教的な行事に配慮することが求められます。

【具体例】

- ・やさしい日本語ガイドラインを活用して、ゆっくり話したり、主語を加えたり、やさしい表現に言い換えたりする。
- ・50音表を手元に置いておくことや、通訳、多言語資料、翻訳機などを活用して伝達方法を工夫する。

(こども家庭庁「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究 報告書(全体版)」から引用)

○ 障がいの特性等に応じた聴き方の工夫

障がいの特性や状態に応じた対応の工夫をまとめました。これらはあくまで一例ですので、障がいの程度や必要な配慮は一人ひとり異なります。一人ひとりの言葉やサインを受け止め、その時の状態に応じた柔軟なサポートを行うことが大切です。

知的障がいのあるこども

抽象的や難しい言葉を避け、具体的な提示をして、意思を表明できるよう支援する。

【具体例】 絵カードやジェスチャー、模倣で伝える、選択肢を具体的に示す。

発達障がいのあるこども

予定などの見通しを明確に、順序立てて伝えたり、感覚の特性に留意し、安心できる環境を整える。

【具体例】 一日の予定をスケジュール表で伝える、静かで刺激のない環境で聴く、質問内容や選択肢を視覚化する。

視覚障がいのあるこども

聴覚と触覚を最大限に活用し、点字・ジェスチャー(動きを知らせる)など、こどもに合ったコミュニケーション手段で意思疎通を図る。

【具体例】 点字、ジェスチャー等を活用する。

聴覚障がいのあるこども

視覚情報を中心に、手話や筆談など、こどもに合わせたコミュニケーション手段で意思疎通を図る。

【具体例】 手話、筆談、ジェスチャー等を活用する。

精神的に強い不安や緊張を示すこども

こどもの不安が減るよう、対応する人や安全で落ち着ける環境などの設定を工夫する。

【具体例】 信頼できる職員が対応する、個室など人が少ないところで対応する。

病弱・身体虚弱のこどもや医療的ケアが必要なこども

自己肯定感を高めるような言葉をかけるなど、こどもの心身に負担がないように工夫する。

【具体例】 病気の状態等に十分に考慮して、適宜休息を取り入れる。

重症心身障がいのあるこども

こどもの心身に負担がないように工夫したり、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取るよう努めることが必要。

【具体例】 サイン(音声、目の動き、表情等)や生理的指標(心拍数、脳波)を読み取る。

視線入力意思伝達装置、バイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊びを通じてサインを読み取ったりする。

※「支援者側の都合のいい解釈」や「思い込み」にならないよう注意しましょう

(こども家庭庁「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参考に作成)

③ こどもの「思い」を受け止め、一緒に考える



ポイント・留意点

- ・「話をしてくれて、ありがとう」という感謝の思いを伝える。
- ・共感、理解の姿勢を示し、こどもの感情を受け止める。
- ・こどもが何をしたいか、どうしてそう思ったかを尋ねる場合には、こどもの気持ちを想像しながら、こどもの考えについて質問する。
- ・アドバイスをするよりも、こどもと一緒に考え話し合う。
- ・大人の見解、都合は押し付けずこどもの意見を聞いた後で、参考として伝える。
- ・意見を伝える時は、相手を主語にすると命令されているように感じてしまうため、「私は〇〇だと思うよ」と自分を主語にして伝える『アイメッセージ』を使う。



○ こどもの意見のとおりにはできない場合

こどもから意見を聞いたら、可能な限り**こどもの意見を尊重し、対応する**ことが重要です。

ただ、こどもの意見のとおりにはできない場合もあります。例えば、誰かの安全を脅かすおそれがある場合や、他の人の権利を侵害してしまう場合です。そのような状況でも、すぐに**否定をせず**こどもの**言葉の背景を考えましょう**。そして、意見のとおりにはできない**理由を説明し**、どうすればよいかを**こどもと一緒に考える**ことがとても重要です。



こどもの意見のとおりにはできない場合でも、大人がその意見をしっかりと受け止めることが重要です。



(2) 身近な対応例 ～こどもの声(サイン)にどう応える?～

対応1【こどもが「自分のことは自分でやる」と主張する場面】



「自分でやる！」

→「いいよ、やってみて！困ったら声をかけてね」

こどもの「自分でやりたい」という気持ちは、自立心を育む大切な一歩です。大人がそれを受け止めることで、こどもの更なる意欲を引き出します。



ポイント

- ・ 大人がした方が早くできることでも、こどもの意欲を尊重し、挑戦する機会を奪わないことが重要です。
- ・ そばで見守り、必要に応じてさりげなくサポートしましょう。



プラスα

- ・ 時間の制約などがあり、任せることが難しい場合は、具体的な理由を伝え、次の機会を約束するなどして、こどもの気持ちを尊重する姿勢を示しましょう。

対応2【こどもが新しいことに取り組む場面】



「〇〇をしてみたい！」

→「いいアイデアだね、ぜひやってみよう！」

こどもの「やってみたい」という意欲や創造性は、とても大切です。実現をサポートすることで、こどもの達成感や自己肯定感を育みます。



ポイント

- ・ 準備や片付けに手間がかかっても、こどもの意見を尊重し主体的な活動を促しましょう。
- ・ 大人はその思いを受け止め、実現に向けサポートする役割を担いましょう。



プラスα

- ・ 安全面での心配などがある場合は、「それは素敵なアイデアだけど、〇〇のところは少し心配だな、どうしたら安全にできるか、考えてみない？」などと、具体的な理由を伝えながら、より良い方法を一緒に探す姿勢が大切です。

対応 3 【こどもの意見のとおりにはできない場面】



「部屋の中で鬼ごっこしてもいい？」

→「楽しいよね！でも、この部屋で走ると、
お友達が怪我をしてしまうかも」

こどもの意見のとおりにはできない場合もあります。そのような場合でもまずはこどもの意見を受け止め、一緒に考えることで自尊心が育まれます。



ポイント

- ・ 頭ごなしに否定せず、まずは気持ちをそのまま受け止めることが大切です。
- ・ ルールがある理由や、その行動がもたらす影響(安全性、他者への配慮など)を具体的に分かりやすく説明しましょう。



プラスα

- ・ 代わりの提案や、制限の中でできる工夫を一緒に考えることが重要です。社会的なルールや他者への配慮を考えて実現できることを目指しましょう。

対応 4 【こどもが他のこどもに迷惑をかけている場面】



「それ使わせて」

→「急に取られて悲しそうだよ。
それで遊びたかったの？」

他のこどもが嫌だと感じることをすることもあります。こどもの行動の背景にある気持ちを理解し、相手への影響を伝えることで、社会性を育む大切な機会となります。



ポイント

- ・ 「ダメ」と叱る前に、なぜそうしたのか背景を考え、こどもの気持ちに寄り添いながら問いかけましょう。
- ・ 「何が」「なぜ」迷惑になっているのかを具体的に伝えましょう。



プラスα

- ・ こどもが状況を理解しにくい、あるいは感情が高ぶっている場合は、落ち着いてからルールや望ましい行動を一緒にやりながら具体的に教えましょう。
- ・ その後、行動に変化が見られた際には、具体的に褒めることが大切です。

対応 5 【こどもの意見が対立する場面】



「僕はこれをしたい」、「私はこれをしたい」

→「それぞれの意見はわかったよ。」

「どうしたらみんなが楽しむことができるかな？」

こどもたちの意見が対立することもあります。対立してもこども自身で決めることで、自己決定感を味わい、他者との協調性を育むことができます。



ポイント

- ・ どちらかの意見を安易に採用するのではなく、両方の意見を聴きましょう。
- ・ 大人が答えを出すのではなく、こどもたち自身が折り合いをつけたり、解決策を見つけたりする過程をサポートすることが重要です。



プラスα

- ・ こどもたちだけで解決が難しい場合は、大人がいくつか選択肢を示すなどして、こども同士で解決できるよう後押ししましょう。

対応 6 【こどもが SOS を発信した場面】



「つらい」

→「話してくれてありがとう。一緒に考えよう」

こどもが SOS を出すには、とても大きな勇気が必要です。まずはその勇気を受け止め、安心感を伝えることが大切です。



ポイント

- ・ 「なぜ？」と問い詰めず、まずは「そう思うんだね」と気持ちをそのまま受け止めましょう。
- ・ 否定や安易な励まし（「大丈夫だよ」など）はせず、じっくりと話を聴く姿勢が、こどもの安心感につながります。



プラスα

- ・ 自分だけで解決しようとせず、必要に応じて専門機関（児童相談所や相談窓口など）につなぐことも重要です。

対応 7 【こどもが言葉にできない思いを行動(サイン)で表す場面】



「(手を出したり、物を投げたりしている)」
→「こっちの静かなところで、ゆっくりお話しようか。」

問題行動の裏には、言葉にできないストレスや事情が隠れています。表面的な行動で判断せず背景を理解することで、こどもの心の安定と自己理解を促します。



ポイント

- ・ 「困った子」ではなく「理由があり困っている子」と認識することが大切です。
- ・ 「言い訳だ」と否定せず、その背景にある出来事や気持ちを理解しましょう。
- ・ こどもが落ち着いて安心できる場所に移動し、話を聴きましょう。



プラスα

- ・ うまく伝えられない理由は、発達段階や特性、ストレスなど様々です。こどもが背景や気持ちを言葉にすることが難しい場合は、大人が言語化できるようサポートしましょう。

対応 8 【うまく思いを伝えれず我慢している場面】



「(嫌なことをされても愛想笑いでやり過ごす)」
→「さっきのこと、本当はどう思ったか教えてくれる？」

相手への恐怖や諦めから、自分の気持ちを飲み込んでしまうこどもがいます。大人がそのサインに気づいて声をかけることで、「話してもいいんだ」という安心感や信頼関係につながります。



ポイント

- ・ 表面上は「問題がない」ように見えても、愛想笑いやうつむきなど、こどもの「小さなサイン」を見逃さないことが大切です。
- ・ みんなの前で確認するのではなく、こどもの様子を見計らって個別に声をかけましょう。



プラスα

- ・ うまく思いを伝えられないこどもにとって、大人が小さな変化に気づくことは、大きな安心につながります。日頃から表情や様子の変化に気を配り、「いつでも話を聴くよ」という姿勢を伝え続けることが重要です。

○ 避けたい対応例

こどもの意見を聴こうとしても、以下のような対応は、こどもが意見を言わなくなる原因となったり、自信を失わせたりすることがあります。

▶大人による決めつけ



- ・価値の決めつけ：「ふつうはそうでしょ」「たいていこうだよ」
- ・能力の決めつけ：「どうせ無理に決まっている」「できるわけがない」
- ・解釈の決めつけ：「そんなはずはない」「こうに決まっている」
- ・理想の決めつけ：「こうあるべきだ」「こうでないダメ」
- ・年齢・経験による決めつけ：「こどもだからできない」「世の中甘くない」

▶家庭の話タブー視



「家庭の話はしない方がいいよ」
「その話はやめておこうよ」

▶他の人との比較



「〇〇さんはできていたよ」
「〇〇さんの方が大変だよ」

参考 こどものセーフガーディングに留意したこどもへの対応

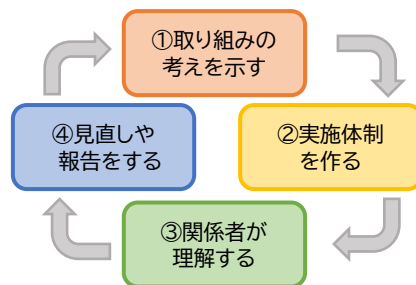
こどものセーフガーディングとは、関係者による虐待や搾取など、こどもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。こどものための活動を行う際には、その活動を通してこどもを傷つけないように、行動上の留意点を予め検討し、その活動に携わる大人が十分理解し、安心安全な活動や団体にする必要があります。

団体で、どのように予防したり対応したりするかという考え方(指針)や言動・姿勢についてのルール(行動規範)を作成し、実施体制を作りましょう。
例:こどもとの身体的接触、距離感等

こどもの意見を聴くにあたって、「否定する」、「評価する」、「決めつける」、「意見を誘導する」、「他人の意見と比べる」等になっていないか留意が必要です。

(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、むすびえ、東京都等の資料を参考に作成)

こどものセーフガーディングの取り組み方



(3) こどもの意見を聴く・受け止めるときの疑問点

Q

こどもの意見を聴くことは大切だと思いますが、判断能力が不十分な場合もあると思います。本当にこどもの意見で「決めて」しまっていいんですか？

こどもの意見を聴くことは、意見をそのまま採用することではありません。たとえ判断能力が不十分でも、まずはこどもの話を聴いて気持ちを理解することが大切です。その上で、こどもの視点を取り入れ、一緒に話し合いながら「意見形成と自己決定のプロセス」を支えていく姿勢が求められます。

こどもの年齢や発達段階に応じて、意見の重みや決定への関与の度合いは変わります。こどもの安全や最善の利益を考慮し、大人が責任を持って最終的な決定を行う必要がある場面もあります。しかし、その際も「なぜその決定に至ったのか」をこどもに丁寧に説明することで、こどもは意見が尊重されたと感じることに繋がります。

Q

忙しいのでこどもの意見を聴く時間がありません。

忙しい時に、何かをしながら話を聴いたり、「後でね」と言って話を打ち切ったりすると、こどもは「話しても聴いてもらえない」と感じ、次第に話をしなくなる可能性があります。

「後でね」と伝える場合には、「いつ」「どのような状況」で話を聴くのかを具体的に伝え、その約束を必ず守ることが大切です。例えば、「5分後に必ず聴くから、それまで待ってくれる？」といったように、時間や行動を提示し、その約束を守ることで、こどもは「自分の意見は大切にされている」と安心感を持ち、大人への信頼に繋がります。

Q

意見を聴くと言っても、こどもが何も言ってくれない場合はどうしたらいいですか？

すべてのこどもが、自分の気持ちや意見を言葉で明確に表現できるわけではありません。そのため、言葉だけでなく、表情やしぐさ、態度などの非言語的な表現も含めて気持ちをくみ取る視点が必要です。

また、こどものおかれた状況を総合的に判断し、無理に話を引き出さず、そっと見守ることが適切な場合もあります。心を開くタイミングを決めるのはこども自身です。日々の関わりの中で、関心や好きなことを話題にするなど、安心して話せるきっかけをつくるのが大切です。

Q

何か言うと反抗的・あまのじゃくな態度をするときはどうしたらいいですか？

反抗的にみえる態度や、あまのじゃくと思われる言動もこどもなりの意見表明の一つと考えることができます。その言動をそのまま受け止めるというよりも、「その態度は何を示しているのか」「何を訴えようとしているのか」を推測して考えることで、こどもの気持ちに近づくことができます。思春期特有の反応である場合や、「かまってほしい」「関心を向けてほしい」というサインであることもあります。そのため、そのこどもの性格やこれまでの様子をよく理解することが適切な対応の基本となります。

Q

集団の中で個別対応すると、他の子からすると不公平と思われてしまう場合はどうすればよいですか？

こどもは一人ひとり、育ってきた環境や背景、特性、発達の段階などが異なるため、こどもの多様性を尊重することが大切です。そのため、同じ対応をすることよりも「そのこどもにとって最もよいことは何か」を考えて対応することが重要です。

周囲と同じようにしなければならないという同調圧力となっていないか、こどもの気持ちを確認しながら配慮をする必要があります。大人が一人ひとりの違いを尊重して関わる姿勢を示すことで、周囲のこどもたちは「他の人にも権利があること」や「違いがあってよいこと」を学び、互いの権利を尊重し合う心を育むことにつながります。

Q

こどもが施設のルールを守りたくないという場合はどうしたらいいですか？

多くのこどもたちが生活する場において、みんなの安全や秩序を守るためのルールは欠かせないものです。

一方で、「ルールを守りたくない」という言葉はこどもが本音を伝えてくれたサインでもあります。まずは、こどもがなぜそう思っているのかを先入観を持たずに聴き、その上で、なぜそのルールがあるのかを丁寧に伝え、ルールについて一緒に話し合みましょう。その中で「こどもにとって最もよいことは何か」という視点でルールを確認し、必要に応じて柔軟に見直すことも大切です。たとえルールが変わらなくても、最後に「話してくれてありがとう」と伝えることで、こどもの自己肯定感が高まり、信頼関係が深まります。

3 まとめ

こどもは、意見を聴いてもらい、尊重される経験を重ねることで、自分に自信を持ち、他者を尊重し、よりよい社会を築くことができる大人へと成長していきます。

大事なのは、「意見が実現したかどうか」という結果だけではなく、「意見を聴いてもらった」というプロセスそのものにあります。大人がこどもと一緒に、誠実に考え、こどもの意思を尊重してくれたという経験は、人や社会に対する信頼に繋がっていきます。

こどもに関わる大人が、こどもたちの意見を真摯に受け止める姿勢を持つことは、未来を担うこどもたちの健やかな成長を支える第一歩であり、ひいては次代の社会を築く礎となることでしょう。

こどもが権利の主体であることを伝え、こどもの意見を聴くことは、「こどもの権利条約」の4つの原則を守り、こどもの権利を保障することにつながります。

差別のないこと



こどもの意見を聴き、意見を尊重することで、こどもは他の人にも権利があることを学び、互いを認め合い、差別のない環境が生まれます。

こどもにとって最もよいこと



こどもの意見を聴くことで、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を正確に理解できます。

命を守られ成長できること



こどもが安心して意見を言える環境は、心身の健やかな発達を支える基盤になります。

こどもの意見の尊重



こどもの意見を聴くことで、大人はその意見の実現を考慮する機会に繋がります。



こどもの意見表明は、大人との「対話」から生まれます！

さあ、今日から、あなたもこどもたちの声や思いに、もっと向き合ってみませんか？

<参考>こどもの権利に関する法制度等

【1】基本となる法規範

日本国憲法

- ・国の最高法規、すべての国民(こどもを含む)の基本的人権を保障。

こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)

- ・世界共通のこどもの権利を定めた国際条約(1989年国連総会採択・1994年日本批准)。
- ・こどもを「権利の主体」と明確に位置付け。

こども基本法

- ・憲法、こどもの権利条約の精神にのっとり2023年4月に施行。
- ・条約の4つの原則は、同法の基本理念として取り入れられている。
- ・各個別法において、最善の利益や意見表明権の確保などの考慮が必要。

【2】具体的な権利を保障する主な個別法・関連法一覧

○保健・福祉・医療分野に関する法律

- ・児童福祉法 ・母子保健法 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- ・成育基本法(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律)

○教育・育成・学校安全分野に関する法律

- ・教育基本法 ・いじめ防止対策推進法 ・学校教育法 ・子ども・若者育成支援推進法

○安全確保・困難支援・権利擁護分野に関する法律

- ・児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)
- ・こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)
- ・自殺対策基本法 ・民法 ・少年法

○共生社会・人権啓発分野に関する法律

- ・障害者基本法 ・障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
- ・障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)
- ・LGBT理解増進法
(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)
- ・部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)
- ・男女共同参画社会基本法
- ・ヘイトスピーチ解消法
(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

【こども権利に関する国等のサイト】

こども家庭庁の「こどもの権利」に関するページ
<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



ユニセフの「子どもの権利条約」に関するページ
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



ユニセフ・こども家庭庁共催キャンペーン「こどものけんりプロジェクト」に関するページ
<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



福岡県こどもまんなかポータルサイト
<https://kodomomannaka.pref.fukuoka.lg.jp/>



【参考文献・参考サイト】

本教材の作成にあたり、以下の資料・Web サイトを参考にいたしました。

こども家庭庁「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究 報告書(全体版)」(2024)
※こども家庭庁 Web サイト(<https://www.cfa.go.jp/>)よりダウンロード可能

こども家庭庁「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」(2024 年)
※こども家庭庁 Web サイト(<https://www.cfa.go.jp/>)よりダウンロード可能

東京都「こどもの声を聞く 実践事例集」

※東京都 子供政策連携室 Web サイト(<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>)にて公開

東京都「東京都こども基本条例ハンドブック」

※東京都 子供政策連携室 Web サイト(<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>)にて公開

公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約の考え方」

<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「質の高い組織と事業作り『子どものセーフガーディング』」

<https://www.savechildren.or.jp/>

認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ「子どものセーフガーディング」

※むすびえ Web サイト(<https://musubie.org/>)よりダウンロード可能

佐川民氏『子どもアドボカシーについて』(子どもアドボカシーについての講演 研修資料)、

2025 年 10 月 29 日

「聴く」からはじめる、こどもの権利

発行日 令和8年3月

発行元 福岡県 こども未来課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

検討 こどもの権利の啓発教材制作等に関するワーキンググループ

制作協力 NPO法人 福岡県子どもアドボカシーセンター